平成２２年（フ）第１１８号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村405番地１
債務者　有馬　純子
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３２号
宮崎県延岡市東海町159番地22
債務者　宇野　虎男
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３３号
宮崎県延岡市東海町159番地22、居所宮崎県延岡市鶴ケ丘２丁目2002番地２
債務者　宇野美佐子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１４１号
宮崎県延岡市昭和町３丁目1864番地１
債務者　後藤　美咲
１　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１４６号
宮崎県延岡市行縢町892番地５
債務者　福永ナミ子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１４７号
宮崎県延岡市行縢町892番地チ
債務者　荒田由加里
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５０号
宮崎県延岡市出北６丁目1582番地１
債務者　黒木　英子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２２４号
沖縄県那覇市長田２丁目24番31号　宮野方101
債務者　重武惠美子（旧姓紫垣）
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根448番地３
債務者　下地　康夫
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第３０号
秋田県にかほ市象潟町字１丁目塩越174番地
債務者　三浦　将人
１　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第５８号
茨城県行方市長野江505番地
債務者　栗俣　久美
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７４号
茨城県神栖市土合中央２丁目７番17―２号
債務者　桶野　邦男
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８１号
長野県下高井郡木島平村大字往郷17番地８、前住所長野市松岡１丁目13番20―101号
債務者　林　　英明（旧姓齋藤・金森・堤）
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
長野県伊那市狐島4086番地１　東栄マンション205号
債務者　藤森　雄太
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２２０号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番７―201号
債務者　永木　万盛
１　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５１０号
徳島市応神町吉成字七丁原287番地の１
債務者　吉﨑　嘉典
１　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３３号
徳島県吉野川市美郷字上谷70番地
債務者　猪本　光一
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４６号
徳島県鳴門市北灘町大浦字東浦173番地
債務者　尾瀬　　亘
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
徳島地方裁判所民事部